

第5節

ICT 基盤の整備と ICT 利活用による
国民生活の向上

1 デジタル・ディバイドの解消及びブロードバンドインフラの活用

現在、我が国においては、FTTH（Fiber To The Home）やDSL（Digital Subscriber Line）等のブロードバンド契約数は、3,171万加入（平成21年12月末）に達しており、また携帯電話（PHSを含む）の契約数が1.1億を超えるなど、円滑な社会経済活動及び国民生活においてインターネット及び携帯電話が不可欠な社会インフラとなっている。しかしながら、採算性等の問題から民間事業者の投資が期待しにくいような地域を中心に、ブロードバンドや携帯電話が利用できない地域があり、デジタル・ディバイドの解消と、またブロードバンドの利活用が課題となっている。

(1) デジタル・ディバイド解消に向けた取組

ア デジタル・ディバイド解消戦略会議と「デジタル・ディバイド解消戦略」

総務省では、平成22年度をターゲットとしたブロードバンド・ゼロ地域の解消や、携帯電話不感地帯の解消を実現し、デジタル・ディバイドを解消するための具体的施策について検討を行うため、平成19年10月から「デジタル・ディバイド解消戦略会議」を開催し、同20年6月に最終報告書を取りまとめ、公表した¹。また、この報告書を踏まえ、デジタル・ディバイド解消に関するマスタープランとして、「デジタル・ディバイド解消戦略」を取りまとめた²。

平成21年3月末現在で、ブロードバンドサービスエリアの世帯のカバー率（推計）は、98.8%、超高速ブロードバンドの世帯カバー率（推計）は、90.1%である（図表5-5-1-1）。

イ ブロードバンド・ゼロ地域の解消

残ったブロードバンド・ゼロ地域（平成21年3月末で残り1.2%：約64万世帯）の解消については、民間事業者のみでは整備が進まない地域が多く存在するため、平成21年度第1次補正予算において、市町村から要望のあった約340事業（総事業費約2,300億円）について、公的整備の手法によるFTTH等の整備を実施することとし、新たに約34万世帯がブロードバンドを利用可能となる見込みとなっている。残る約30万世帯については、民間事業者の営業エリア拡大によりほぼ整備される見込みであるが、一部の地域については、整備効率が悪く、現状において市町村からの整備支援要望もないところから、当面、衛星ブロードバンドによる対応等が想定される。こうした取組により、ブロードバンド・ゼロ地域については、平成22年度末を待たずに解消される見込みとなっている。

このようにブロードバンド基盤の整備は全国的に進んでいる一方、その十分な利活用が進んでいない（光ブロードバンドの利用率は約1/3）といった課題が残されている。

ウ 携帯電話エリア整備推進検討会

総務省では、「デジタル・ディバイド解消戦略」（平成20年6月）を踏まえた、携帯電話のさらなるエリア整備に向けた目標の見直し・具体的方策を検討することを目的に、平成21年3月から、「携帯電話エリア整備推進検討会」を開催し³、同22年3月に最終報告書を取りまとめ、公表した。

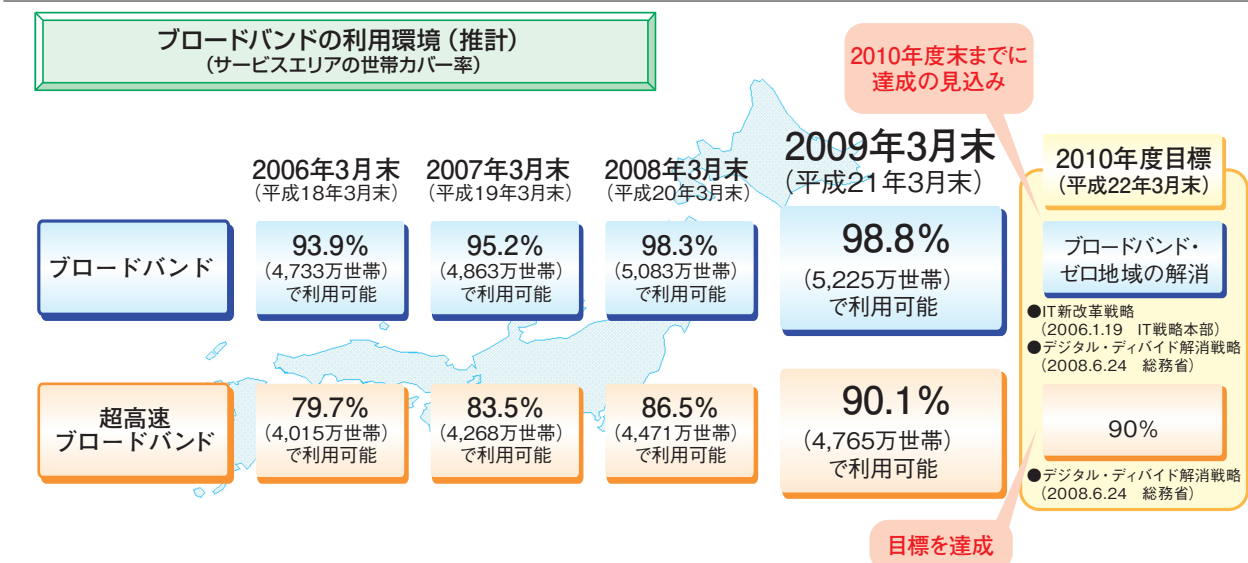
①携帯電話エリアの整備の現状・進捗、②地方公共団体や携帯電話事業者における取組、③携帯電話エリア整備における衛星の活用の在り方を主なテーマとして検討し、最終報告書においては、平成21年度終了時点で想定されるエリア外人口約10.2万人のうち、特に整備要望のある約7.4万人について、衛星等を活用した携帯電話基地局までのエントランス回線の導入等により整備効率を向上させつつ、整備可能なエリアから順次解消を図ること等とされた。

¹ 参考：「デジタル・ディバイド解消戦略会議」報告書の公表：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080624_4.html

² 参考：「デジタル・ディバイド解消戦略」の公表：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080624_3.html

³ 参考：「携帯電話エリア整備推進検討会」：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/mobi-area/index.html

図表5-5-1-1 ブロードバンドの整備状況(平成21年3月末)



※1 ブロードバンドは、音楽データ等をスムーズにダウンロードできるインターネット(ADSL等を想定)
 ※2 超高速ブロードバンドは、FTTH及び下り伝送速度30Mbps以上のケーブル・インターネット
 ※3 サービスエリアの世帯カバー率は、事業者情報等を基に一定の仮定を置いて推計したエリア内の利用可能世帯数を、国勢調査及び各年度の住民基本台帳に基づく総世帯数で除することにより試算。なお、2008年度末(平成21年3月末)の総世帯数は、5,288万世帯

(2) ブロードバンド・オープンモデルの検証

総務省では、距離に関係なく、高速大容量の通信を比較的低料金で提供するという、光ブロードバンドの高い機能を活用して、地域の課題解決に資するため、平成21年11月に「光ブロードバンドの活用方策検討チーム」を発足させた⁴。当検討チームは、平成22年4月に中間取りまとめ⁵を公表し、光ブロードバンドにクラウドサービスを組み込んだ「ブロードバンド・オープンモデル」を構築し、自治体の行政コストの圧縮と質の向上、教育、チャレンジ及び医療の分野での活用方策を提示している(図表5-5-1-2)。今後、平成22年度予算により、これらの活用方策について検証することとしている。

図表5-5-1-2 光ブロードバンドの活用方策検討チーム中間取りまとめ概要

1. 光ブロードバンドの機能と新たな可能性
(1) ブロードバンド・ゼロ地域の解消に目途(2010年度中)と今後の課題 ブロードバンド・ゼロ地域は、2010年度末を待たずに解消される見込み。残された課題としては、以下の2点。 ▶ 光ブロードバンドの利用可能世帯は約90%(残り約600万世帯への対応)。 ▶ 十分な利活用が進んでいない(光ブロードバンドの利用率は約1/3)。 (2) 光ブロードバンドの高い機能とそれを支える技術 距離に関係なく、高速・大容量化の進展と比較的低料金による光サービスの提供可能性。 ▶ 中継回線は、光増幅器や波長多重技術(WDM)等の導入により最大1.6Tbpsの回線容量を実現。 ▶ 加入者回線は、Ethernet技術を用いたGE-PPONの導入により、双方1Gbpsのサービス提供が可能となったほか、1本の光ファイバを最大32ユーザで共有することにより、比較的 low 料金の光サービスが実現。 (3) 光ブロードバンドを活用した新たなサービス創造の可能性 ネットワークの高速化と仮想化技術を用いたサーバの集中処理能力の向上により、クラウド・コンピューティングの利用が拡大。 ▶ システムの「所有」から、ネットワークを介したデータセンタを活用し様々なアプリケーションを「利用」へ。
2. 地域課題解決に向けた光ブロードバンドの活用方策の検討
「1」の光ブロードバンドの特色等を踏まえ、その有効活用する方策として2点を提示。 (1) 行政コストの圧縮と質の向上 自治体の業務用アプリケーションに光ブロードバンドを活用したクラウドサービスを導入(「ブロードバンド・オープンモデル」)し、行政コストの圧縮と質の向上を実現。この場合、次の2つの課題が生じる。 ▶ 集中処理によるコスト削減効果を上げるには、業務用アプリケーションの共通化が不可欠。 ▶ 庁舎外データセンタと自治体職員の端末との間のネットワークについて、セキュリティや帯域等の確保。 ○ オープンガバナンスへの道すじ ブロードバンド・オープンモデルの実現に欠かせないセキュリティ技術やデータ連携等は、住民が直接自らのデータ所在を確認する等の開かれた行政運営実現といった方向性と一致するもの。 (2) 医療・教育・地域産業活性化の支援 光ブロードバンドの「高速大容量・双方向通信」による高精細画像の送受信、また、クラウドサービスを組み合わせることによる「シンクライアント化」によるITリスク管理の確保が可能となるといった特色を活かし、医療、教育等の分野への活用へ期待。 ▶ 教育、チャレンジ及び医療統計の3分野で地域課題解決支援システムの検証を実施。
3. 行政システムのブロードバンド・オープンモデルの実証
行政改革(※)とともに、ブロードバンド・オープンモデルの導入により、事業者の競争と自治体の選択による住民サービスの向上へ。(地方銀行における共同化の取組を参考) (1) 「Webによる行政可能性検証」の実証 現行自治体システムの共同利用の可能性の検証(既存のパッケージソフトを活用し、データ項目、処理機能等の現状を確認)。 (11事業者、400地方自治体の協力により実施予定) (2) 「実運用試験」の実証 庁舎外データセンタと自治体職員の端末との間のネットワークについて、セキュリティや帯域確保等について検証(オンデマンドQoS等)。 ▶ 広域イーサネット(VLAN)、IP-VPN、NGN(回線認証等) ※ ブロードバンド・オープンモデル行政効果試算 40万～50万都市の基幹系業務運用を前提に行革効果を試算した結果、ブロードバンド・オープンモデルにおける行政効果は従来システムの1/3～1/2と十分期待できることが判明した。 A:メインフレーム、B:クライアント・サーバモデル(パッケージソフト+カスタマイズ)、C:ブロードバンド・オープンモデルとしたとき、 A:B:C=3:2:1

4 参考：光ブロードバンドの活用方策チーム：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/broadband/index.html

5 参考：「光ブロードバンドの活用方策検討チーム」中間取りまとめの公表：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban07_000007.html

2 情報通信基盤を活用した地域振興等

(1) ICT 地域活性化の総合的な支援体制の整備

総務省は、地域間格差の是正等が喫緊の課題となっている現状を踏まえ、地域におけるユビキタスネット社会の創造を通じて地方の社会経済の活性化等を図る観点から、ICTによる地域活性化に意欲的に取り組む地域に対して、地域情報化アドバイザーの派遣等の施策により、成功モデル構築に向けた支援体制の整備を行うとともに、知見・ノウハウを全国に普及し、ICTの構造改革力を生かした地域経済・社会の底上げを図ることとしている。

また、平成20年7月から、(財)全国地域情報化推進協会⁶と協力して、ICTを活用した地域活性化の成功事例を集積し、広く共有することを目的に「ICT地域活性化ポータルサイト」⁷を開設している。

(2) 地域におけるICT利活用の推進

ア 地域ICT利活用広域連携事業

総務省では、平成22年度から、これまでの「地域ICT利活用モデル構築事業」の成果も踏まえつつ、地方公共団体等の広域連携した場合における、地域ICT人材育成・活用手法及びICTシステム標準仕様を策定し、連携によるスケールメリット、技術的な面を含めたICTの導入手法を提示することにより、ICTの円滑かつ効率的な導入を促進するとともに、国・地方を含めた行政コスト全体の削減の実現を図ることとして、「地域ICT利活用広域連携事業」を実施している（図表5-5-2-1）。

図表5-5-2-1 地域ICT利活用広域連携事業

複数の地方公共団体（第3セクター、NPOを含む）が広域連携して、地域ICT人材の効果的・有効的な育成・活用により、公共分野における効率的なICT利活用に資する取組を委託事業として実施し、全国各地域における公共サービスの向上とともに、ICT利活用（※）の促進を図る。

※公共分野におけるICT利活用の例：遠隔医療、児童・高齢者見守り、テレワーク、防災情報提供など

■効果：地方公共団体等が広域連携した場合における地域ICT人材育成・活用手法及びICTシステム標準仕様を策定し、連携によるスケールメリット、技術的な面を含めたICTの導入手法を提示することにより、ICTの円滑かつ効率的な導入を促進するとともに、国・地方を含めた行政コスト全体の削減を実現

■平成22年度予算額：82.0億円

委託対象

地方公共団体、第3セクター※、NPO法人※
（※地方公共団体の推薦が必要）

対象分野・要件

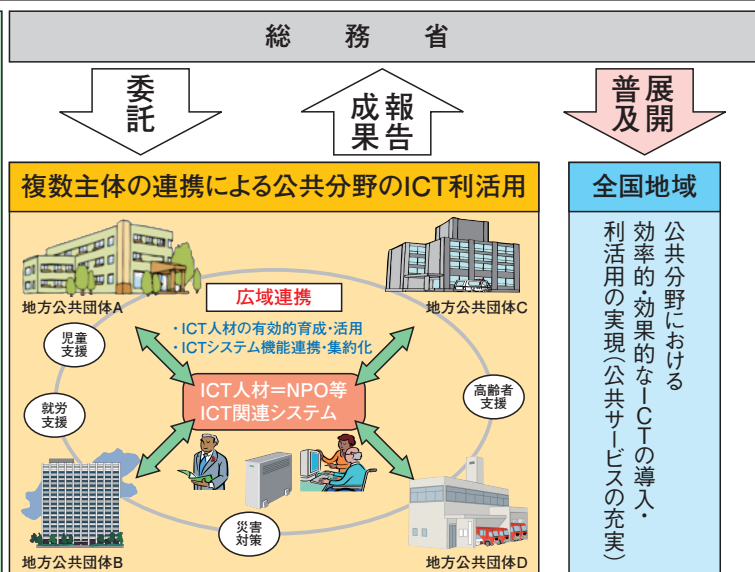
- 公共分野（医療、介護、福祉、防災、防犯など）
- 複数の地方公共団体にまたがる事業実施及びICT人材の育成・活用が前提

公募開始時期

平成22年4月28日（水）～6月3日（木）

委託対象経費【委託費（2億円／事業）】
※機器・設備等の購入は不可（リース・レンタルが原則）

- ① ICT人材招聘・育成（人材研修、専門家の招聘等）
- ② ICT関連システム設計・構築（プログラム設計・開発、ソフトウェア等）
- ③ ICT機器・設備（サーバ、ネットワーク機器、端末等）



6 参考：(財)全国地域情報化推進協会：<http://www.applic.or.jp/>

7 参考：ICT地域活性化ポータルサイト：<http://www.applic.or.jp/tportal/>

イ 地域情報プラットフォームの普及促進

総務省は、(財)全国地域情報化推進協会と連携し、地方公共団体間の情報システム同士の連携を可能とするために、各々のシステムが従うべきルールである「地域情報プラットフォーム標準仕様」⁸の普及を推進している。地域情報プラットフォームの活用によって、地方公共団体間等の様々なシステム同士を連携させ、住民の利便性の向上、行政の効率化等を図るとともに、官民のシステム間連携によるワンストップサービスが期待されている。

平成20年度及び21年度には、「地域情報プラットフォーム推進事業」⁹により、地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したシステムを利用して、地方公共団体－国－民間間を連携させる実証実験を実施し、ワンストップサービス等について制度面や運用面における課題の抽出等を行ったところである。

また、平成22年度には、「地域情報プラットフォーム活用推進事業」¹⁰により、地方公共団体間における業務システム連携と業務プロセス改革によるサービスについて検討し、業務改革案及びシステム改革案の作成等を行うこととしている。

ウ ふるさとケータイ創出推進事業

総務省では、携帯電話のMVNO¹¹を用いて、災害や商店街の特売、地域の観光に関する情報の提供、医療・介護・健康の支援、有害鳥獣による農作物被害の対策等を実施する「ふるさとケータイ」事業の創出を推進することにより、暮らしの安心・安全等を実現するため、平成20年度から同22年度までの3か年計画により「ふるさとケータイ創出推進事業」を実施し¹²、同20年度には4件、同21年度には3件の委託を実施している。

3 情報バリアフリー化の推進

(1) 利用環境のユニバーサル化の促進

現在、様々なサービスが情報通信機器やウェブサイトを通じて広く提供されつつあり、高齢者やチャレンジにもこれらの機器やサービスを容易に利用できること、すなわちアクセシビリティの確保が重要となっている。

ウェブアクセシビリティについては、高齢者やチャレンジを含む誰もが公共分野のホームページ等を利用することができるようにするため、平成17年12月以降、ウェブアクセシビリティの維持・向上の取組モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」の積極的な活用を促進している¹³。平成22年度においては、近年の標準化動向等も踏まえ、本運用モデルの改訂等を予定している。

電気通信アクセシビリティについては、2007年(平成19年)1月、ITU-Tにおいて、日本提案により検討が進められた「電気通信アクセシビリティガイドライン」が勧告として承認されている。本ガイドラインは、高齢者やチャレンジが、障害や心身の機能の状態にかかわらず、固定電話、携帯電話、ファクシミリ等の電気通信機器やサービスを円滑に利用できるよう、電気通信機器・サービスの提供者が企画・開発・設計・提供等を行う際に配慮すべき事項を示したものである。総務省では、電気通信分野のアクセシビリティの一層の向上のため、国内に向けた本ガイドラインの周知・普及に取り組んでいる。

(2) 高齢者・身体チャレンジの ICT 利活用支援の促進

総務省では、独立行政法人情報通信研究機構を通じて、通信・放送に関する高齢者・身体チャレンジ向けのシステム・機器や、サービス等の開発の促進のため、高齢者・身体チャレンジ向けの通信・放送技術の研究開発への支援を行っているほか、身体チャレンジ向けの通信・放送役務サービス(聴覚チャレンジ向けの電話リレーサービス等)の提供や開発を行う企業に対して、必要な資金の助成を行っている。

8 参考：地域情報プラットフォーム標準仕様：http://www.applic.or.jp/2009/tech

9 参考：地域情報プラットフォーム推進事業：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/index.html

10 参考：地域情報プラットフォーム活用推進事業：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu06_000016.html

11 MVNO：Mobile Virtual Network Operator。携帯電話などの無線通信インフラを他社から借りて無線通信サービスを提供する事業者（地方自治体も可）のこと

12 参考：「ふるさとケータイ創出推進事業」に係る提案の公募開始：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/081105_1.html
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban02_000005.html

13 参考：みんなの公共サイト運用モデル：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/index.html

(3) 視聴覚チャレンジド向け放送の普及促進

総務省では、視聴覚チャレンジドが放送を通じて円滑に情報を入手することを可能にするため、字幕番組、解説番組等を制作する者に対して、その制作費の一部について助成を行っており、平成22年度からは、助成の対象として手話翻訳映像を新たに追加している。

また、平成18年10月から19年3月まで開催した「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」における提言を踏まえ、同19年10月に「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定・公表した¹⁴。指針においては、平成20年度から29年度までの字幕放送、解説放送の普及目標を定めているところであり、字幕放送については、対象の放送番組¹⁵のすべてに字幕を付与すること（NHK総合、民放キー5局等）、解説放送については、対象の放送番組¹⁶の10%（NHK総合、民放キー5局等）、15%（NHK教育）に解説を付与すること等を目標としている。

4 コンテンツの振興

我が国では、日本経済の成長力・国際競争力を強化する取組として、コンテンツ分野の市場拡大を基本政策の一つにしている知財立国の実現を目標とする「知的財産推進計画2010」（2010年5月知的財産戦略本部決定。）においても、「コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」を大きな柱として掲げ、官民一体となった取組を推進しているところである。

総務省では、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の「国際競争力強化検討部会」の下、コンテンツの振興方策について検討を行っている。平成22年5月に中間取りまとめを公表し、今後具体的な政策を展開する予定である。

(1) コンテンツの製作・流通環境の整備

ア 放送コンテンツの権利処理の一元化の促進に向けた取組

インターネット等による放送コンテンツの二次利用促進を図るためには、権利処理業務に関する時間とコストを大幅に削減することが必要である。

こうした観点から、総務省では、放送コンテンツについて、係る権利処理窓口の一元化や不明権利者探索業務の効率化等を図る実証実験を、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構と連携し進めている。

イ 放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討

良質なコンテンツが継続的に生み出されるためには、製作環境の整備や製作者のインセンティブ向上が不可欠であり、取引の適正化の要請が高まっている。また、放送コンテンツの製作のうち、情報成果物の作成に係る下請取引は下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の規制対象となっており、法令上も適正化が求められている。

このような状況を踏まえ、総務省では、関係事業者や学識経験者等による検討会を開催し、放送事業者と放送番組製作事業者の間のより適正な製作取引の実現に向けた具体策の検討を行い、平成21年2月、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定・公表（同年7月に改訂第2版を公表）した¹⁷。

現在、説明会等により同ガイドラインの周知徹底を進めている。

(2) デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進

我が国の豊かな出版文化を次世代に確実に継承するとともに、デジタル・ネットワーク社会に対応して広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備することは、国民の知る権利の保障をより確かなものとし、ひいては、知の拡大再生産につながるものである。

そこで、総務省、文部科学省及び経済産業省では、平成22年3月から、関係者が広く集まり、デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に向けた検討を行うこととして、「デジタル・ネットワーク社会にお

¹⁴ 参考：視聴覚障害者向け放送普及行政の指針：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/071030_2.html

¹⁵ 複数人が同時に会話を行う生放送番組など、技術的に字幕を付与することができない放送番組等を除く7時から24時までのすべての放送番組

¹⁶ 権利処理上の理由等により解説を付与することができない放送番組を除く7時から24時までのすべての放送番組

¹⁷ 参考：「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（第2版）」の策定：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu04_000015.html

ける出版物の推進に関する懇談会」を開催している¹⁸。

同懇談会においては、①デジタル・ネットワーク社会における出版物の収集・保存の在り方、②デジタル・ネットワーク社会における出版物の円滑な利活用の在り方、③国民の誰もが出版物にアクセスできる環境の整備等について検討する予定である。

5 ICT人材の育成

(1) 高度 ICT人材の育成

我が国が引き続き世界最高水準の ICT 国家であることを維持し、国際競争力の維持・向上を図っていくためには、技術進歩の著しい ICT 分野に関する高度な知識や技能を有する人材の育成が重要である。

このため、総務省では、平成 13 年度から、情報通信人材研修事業を実施する第三セクターや公益法人等に対し、当該事業に必要な経費の一部を助成する「情報通信人材研修事業支援制度」を実施しており、同 22 年 3 月までに 772 件に対し助成を行い、約 2 万 7,000 名に対して研修を行っている。

また、平成 21 年 12 月に公表された「原口ビジョン」において、2020 年までに 35 万人の高度 ICT 人材を育成することとしている。

これらを踏まえ、総務省では、今後、産学官が連携してクラウドコンピューティングを活用した実践的な遠隔教育システムの開発・普及を促進すること等を通じて高度 ICT 人材の育成を支援することとしている。

(2) 教育の情報化の推進

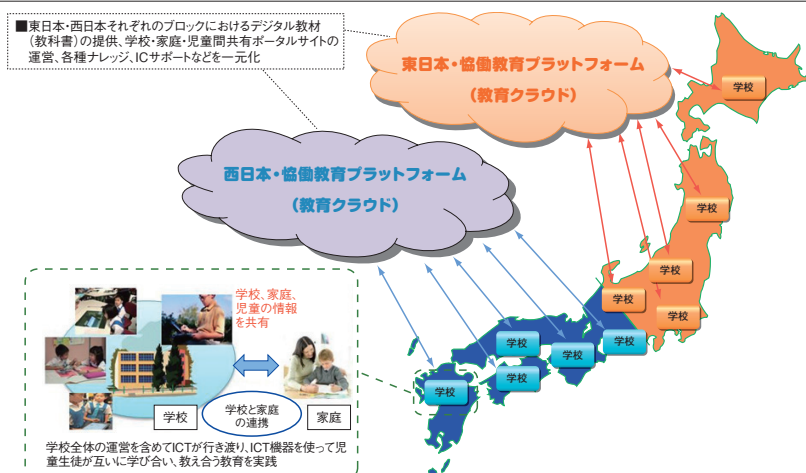
我が国の次世代を担う子どもたちが、早い段階から ICT に親しみ、情報活用能力を向上させ、新しい知的価値、文化的価値を創造できる社会を構築することは大変重要であり、総務省では、以下の取組を実施している¹⁹。

ア フューチャースクールの推進

総務省では、ICT を使って児童が教え合い、学び合う「協働教育」を推進するため、ICT 機器を使ったネットワーク環境を構築し、学校現場における情報通信技術面を中心とした課題を抽出・分析するため、平成 22 年度から「フューチャースクール推進事業」を実施している（図表 5-5-5-1）。

平成 22 年度においては、全国 10 校の公立小学校を対象に、協働教育プラットフォーム（教育クラウド）を核とした ICT 環境を構築し、デジタル教材（教科書）、ポータルサイト、ICT サポート等を一元的に提供するとともに、タブレット PC（全児童 1 人 1 台）やインタラクティブ・ホワイト・ボード（全普通教室 1 台）等の ICT 機器を用いた授業を実践し、「協働教育」の実現に必要な技術的条件やその効果等について実証研究を行うこととしている。また、実証研究結果については、ガイドライン（手引書）として取りまとめ、教育における ICT の利活用の推進に貢献していく。

図表5-5-5-1 フューチャースクール推進事業の概要



¹⁸ 参考：「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」： http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/shuppan/index.html

¹⁹ 参考：教育の情報化推進ページ： http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/index.html

イ e- ネットキャラバンの推進

パソコンや携帯電話は便利なコミュニケーションツールである反面、ウイルス、迷惑メール、学校裏サイトでの誹謗中傷等のトラブルも多発している。また、近年は子供たちが容易にパソコンや携帯電話等からインターネットに接続できる環境にあることから、児童・生徒を保護・教育する立場にある保護者、教職員等に対しても、インターネットの安心・安全利用に関する啓発が必要となっている。

そこで、平成18年4月から、総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子供たちのインターネットの安心・安全利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした講座を全国規模で行う「e- ネットキャラバン」を実施している²⁰。

ウ メディアリテラシーの向上

メディアリテラシーとは、放送番組やインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等である。

総務省では、放送番組の情報を正しく理解するとともに、トラブルなくインターネットや携帯電話等を利用するなど、メディアの健全な利用の促進を図るため、各メディアの特性に応じた教材等を開発し、普及を図っている。

インターネットや携帯電話等の分野においては、ICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムである「伸ばそう ICT メディアリテラシー～つながる！わかる！伝える！これがネットだ～」を平成18年度に開発し、同19年7月から公開し、必要な更新を行いつつ、その普及を図っている²¹。また、「インターネットトラブル事例集」を平成21年度に作成し、「e- ネットキャラバン」等のインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発講座等において活用している。

放送分野においては、これまでビデオ・DVDによる教材11本を開発し、教材の貸出しを中心とした普及・啓発を図ってきた。さらに、平成21年3月から「放送分野におけるメディアリテラシーサイト」を開設し、20年度の開発教材「放送記者坂井マヤ～ストーリーをさがせ～」等を公開している²²。

6 テレワークの推進

(1) テレワークの現状

「テレワーク」は、情報通信技術（ICT）を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、業務効率・生産性の向上を実現し、少子高齢化、地域活性化、環境負荷軽減等の課題解決にも資するものとして期待されている。

総務省「平成21年通信利用動向調査（企業編）」によると、平成21年の企業におけるテレワーク導入率（常用雇用者100人以上の企業）は19.0%となっており、主な導入目的として、「勤務者の移動時間の短縮」や「定型的業務の効率性（生産性）の向上」が挙げられている。また、「非常時（地震、新型インフルエンザ等）の事業継続に備えて」が、前年から20.4ポイント増と大幅に増加して、39.6%となった。テレワークを導入している企業の96.2%が導入目的に対し「効果はあった」と回答している。

テレワークについては、導入済企業が増加しているものの、未導入の企業においては、テレワークに対する認知や理解の不足や、企業や就業者に与える効果や影響の具体化、在宅勤務時の適切な管理や評価の明確化、情報セキュリティの確保等を課題としており、これらの課題解決への取組や導入への理解促進等、より一層の普及促進が必要である。

²⁰ 参考：e- ネットキャラバン：<http://www.e-netcaravan.jp/index.html>

²¹ 参考：教育の情報化推進ページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/index.html

参考：伸ばそうICTメディアリテラシー：<http://www.ict-media.net/>

²² 参考：放送分野におけるメディアリテラシー：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html

(2) テレワークの推進

テレワークについては、「テレワーク人口倍増アクションプラン」（平成19年5月 テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定、IT 戦略本部了承）において、「2010年までにテレワーカーの就業者人口に占める割合を2割とする」ことを政府目標として掲げている。

総務省では、関係省庁とも連携しつつ、テレワーク普及促進のための各種施策を進めている²³。

ア 民間企業のテレワーク導入環境の整備

総務省では、テレワークへの理解促進、導入検討のために、多数の企業等にテレワークの利用機会を提供するテレワーク試行・体験プロジェクトを厚生労働省と連携して実施したほか、テレワーク導入について自社等の適性の診断及びテレワーク導入検討についての参考情報を提供するため、「テレワーク導入診断プログラム」実証実験を実施した。

またテレワークによる多様な効果を提示・啓発する先進的テレワークシステムモデル実験を、特定保健指導分野、製造業分野及び環境貢献分野において実施したほか、テレワーク適用業務の拡大に資するNGNを活用した新たなテレワークシステムに関する開発・実証等に取り組んだ。

さらに、テレワーク関係設備を導入する企業等に対し、固定資産税を軽減する「テレワーク環境整備税制」を引き続き実施している。

対象設備：シンククライアントサーバ、VPN 装置等

税制特例：取得後5年度分について固定資産税の課税標準を2/3に軽減

取得期間：平成19年4月1日から平成23年3月31日まで（に新たに取得したもの）

イ 総務省職員によるテレワークの実施

我が国全体のテレワークを促進する観点からも、国家公務員についても、テレワークの本格導入の拡大が期待されている。

総務省では、平成19年5月から中央省庁では初めて、本省（中央合同庁舎2号館）に勤務する全職員を対象にテレワーク（在宅勤務）を実施しており、同21年度における登録者の延べ人数は124人となっている。

ウ テレワークの普及啓発

平成17年11月に、テレワーク推進関係4省（総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省）の呼びかけにより、「テレワーク推進フォーラム」が設立され、産学官協働によるテレワークの拡大に向けて調査研究やセミナー等を行っている²⁴。

²³ 参考：テレワークの推進：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

²⁴ 参考：テレワーク推進フォーラム：<http://www.telework-forum.jp/>

7 医療の ICT 利活用の推進

我が国の医療現場においては、医療従事者の業務負担の増大により医療過誤も多く報告されているほか、高齢化社会の進展に伴い国民医療費の急速な伸びが予想されており、その抑制のためにも生活習慣病対策等の必要性が高まっている。

これらの課題の解決に資するため、総務省では、平成 21 年度から医療の安全性向上や業務の効率化等に向けた電子タグやセンサーネット等のユビキタスネット技術の高度利用による活用方策についての技術的実証を厚生労働省と連携して行っている。また、平成 20 年度から 22 年度の 3 か年計画で、厚生労働省及び経済産業省と連携の上、個人の健康情報の有効活用により、医療機関間の継続性ある医療の提供や日常的な健康増進対策に資する健康情報活用基盤の構築に向けた実証事業を行っている（図表 5-5-7-1）。

また、地域医療の充実に資する遠隔医療技術の活用方法及び推進方策について検討するため、総務大臣及び厚生労働大臣の共同懇談会である「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」を平成 20 年 3 月から開催し、同年 7 月に公表された「中間とりまとめ」を踏まえて、遠隔医療モデルプロジェクトを平成 20 年度及び 21 年度に実施し、エビデンス（安全性・有効性等について科学的根拠に基づくデータ）の収集に取り組んでいるところである。

さらに、グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース地球的課題検討部会「遠隔医療等推進ワーキンググループ」における議論を踏まえ、平成 22 年度予算「地域 ICT 利活用広域連携事業」などを活用して、更なるエビデンスの収集・蓄積に努め、対面診療の補完とされている遠隔医療の位置づけの見直し、遠隔医療の実施可能な範囲の拡大や、遠隔医療に対する診療報酬の活用などを検討し、遠隔医療の全国普及拡大を図っていくこととしている。

図表 5-5-7-1 健康情報活用基盤実証事業の概要

